

新潟市教育委員会教職員の自家用車の公務使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立学校に勤務する教職員が自家用車を公務のための旅行に使用する場合や事故が発生した場合などの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(自家用車の定義)

第2条 この要綱において、自家用車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、職員又は生計を一にする家族が所有するもの（所有権が留保されているものを含む。以下同じ。）をいう。

(自家用車の公務使用)

第3条 教職員は、公用車が使用できない場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用車を公務のための旅行（事務職員、栄養職員にあつては、市内及び新潟市旅費条例施行規則（昭和32年新潟市規則第51号）第12条第1項に規定する地域に限るものとし、事務職員、栄養職員及び新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の適用者（以下「教育職員」という。）以外の職員にあつては、新潟市職員の自家用車の公務使用に関する要綱第3条第2項に定める地域に限る。）に使用することができる。ただし、教職員の研修を受講するための旅行については、この限りでない。

- (1) 一般の交通機関の運行状況が悪いとき。
- (2) 多量の書類、機器材その他の物品を運搬するとき。
- (3) 用務が早朝若しくは深夜にわたるため又は用務先が多いため一般の交通機関の利用が著しく不便なとき。
- (4) その他緊急やむを得ない事情があるとき。

2 教職員は、前項において業務上必要な場合は、他教職員を同乗させることができる。

3 教職員は、第1項に該当する場合において、次の各号の一に該当するときは、園児・児童・生徒を同乗させることができる。ただし、教育職員以外の職員には、次の第3号を適用しないものとする。

- (1) 負傷又は疾病に伴う救急業務を行うとき。
- (2) 非常災害時等における緊急保護を行うとき。
- (3) 学校の管理下において行われる教育活動（あらかじめ校長が承認したものに限る。）を行うとき（使用できる自家用車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（乗車定員が10人以下のものをいう。）に限るものとする。）。

4 教職員は、第1項に該当する場合であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用車を公務に使用してはならない。

- (1) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許を取得後1年を経過していないとき。
- (2) 過去3年間において自動車又は原動機付自転車の運転により事故を起こし、罰金以上の刑に処せられてから1年を経過していないとき
- (3) 公務に使用しようとする自家用車の運転免許について運転免許停止処分を受けた場合、処分の日から1年を経過していないとき
- (4) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用期間を経過していないとき（教育職員を除く）

く。)

(5) 教職員が、自動車損害賠償責任保険のほかに、教職員の運転が対象となる対人保険の賠償額が無制限（原動機付自転車にあっては1億円以上）でかつ対物保険の賠償額が500万円以上の任意保険契約を締結していないとき。

(6) 前号に定めるもののほか第3項第3号の場合にあっては、搭乗者保険の賠償額が500万円以上及び無保険車傷害保険の賠償額が1億5千万円以上の任意保険契約を締結していないとき。

(手続き)

第4条 公務のための旅行に自家用車を使用しようとする教職員は、あらかじめ旅行命令権者に公務使用自家用車届出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項において、届出事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を旅行命令権者に届けなければならない。

3 第1項の届出を行った教職員が、公務のための旅行に自家用車を使用するときは、あらかじめ、旅行の都度、前条第1項に該当する旨の申し出を行い、旅行命令権者の承認を得るものとする。

4 前項において、旅行命令権者は、教職員が使用しようとする自家用車が社会通念上当該公務のための旅行に適当でないと認めるときは、使用を承認しないことができる。

5 旅行命令権者は、第3条第3項第3号に規定する教育活動のうちで、用務地が県外である場合における園児・児童・生徒の引率を承認したときは、旅行開始日の7日前までに公務使用自家用車による県外引率届出書（別記第2号様式）を学校人事課長に提出しなければならない。

第5条 教職員は、自家用車を公務のための旅行に使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

(1) 所属長及び旅行命令権者の命令並びに法令の規定を遵守すること。

(2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。

(3) 整備不良による事故などを防止するため、自家用車の整備点検を行うこと。

(4) 連続して2時間以上の運転はしないこと。ただし、2時間を経過する前に20分以上の休憩をとる場合を除く。

2 所属長は、前4号に掲げる事項について必要な指導監督に努めなければならない。

(事故発生時の措置)

第6条 教職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の当事者となった場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の規定により直ちに運転を停止して、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察官への報告など必要な措置を講じるとともに、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその実態を調査し、別に定めるところにより教育委員会に報告しなければならない。

(事故発生時の損害賠償)

第7条 教職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故の加害者になった場合は、法令の定めるところにより、市がその損害の賠償責任を負うものとする。ただし、当該交通事故が教職員の故意又は重大な過失によるときで、市が賠償の責に任じたときは、市は当該教職員に対して求償権を有する。

2 前項の場合において、当該教職員の自家用車について締結されている保険金又は共済金などを優先的に充当するものとする。

3 市は、教職員の自家用車が破損した場合の費用については、補償しないものとする。

(職員が負傷した場合の補償)

第8条 職員が、自家用車を公務のための旅行に使用することにより事故により傷害などが生じた場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより必要な補償を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用に関して必要な事項は、別に定める。